

# 第1部

## 第二次健康わこう21計画

# 第1章

## 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の目的

### 1 健康づくりを取り巻く状況

平成14年8月公布の健康増進法の施行に先駆け、国が平成12年3月に策定した「健康日本21」や、県の策定した「すこやか彩の国21プラン」（平成13年・平成17年見直し）などの理念を受け、市民の生涯に渡る健康づくりを支援するため、当市では、平成20年3月、「第一次健康わこう21計画」を策定しました。

その後、生活習慣病対策に加えメタボリックシンドロームの概念に即したハイリスクアプローチとして、平成20年度から特定健康診査・保健指導の実施を全国で義務化し、平成24年7月に、国は「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（21世紀における第2次国民健康づくり運動）」（健康日本21（第二次））（以下「健康日本21（第二次）」という。）を告示し、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画として、以下の5点を基本的な方針に挙げています。

- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

県においても、上記国指針を受け、平成25年3月に10年間目指す方向を示す基本方針として「健康埼玉21～健康長寿埼玉の実現に向けた基本的な方針～」を定め、基本方針の実現のため、3年間の計画期間とした「埼玉県健康長寿計画」を定めています。（第1期：平成25年度～平成27年度、第2期：平成28年度～平成30年度）

和光市においては、そのような大きく変化する環境及び制度を踏まえ、市民の健康増進及び福祉の向上に寄与するため、「和光市健康づくり基本条例」を平成25年4月に施行しました。あわせて、条例施行に伴い健康わこう21計画を条例の理念を具体的な施策として推進するための計画とするために、平成27年3月に本計画の中間評価と見直しを実施し、市民の健康増進を進めてきたところでありますが、平成29年度をもって第一次健康わこう21計画の計画期間が終了することから、現在の健康づくりを取り巻く状況の変化等を踏まえ健康増進に実効性を持った計画の策定が求められております。

## 2 計画策定の趣旨

本計画策定の目的は、市民の健康増進を可能とする、実効性を持った計画を策定することで、市民の生涯にわたる健康づくりを推進することにあります。

計画策定にあつては、生活習慣病予防等の取組を効果的に推進するため、食育基本法に基づく「第三次食育推進計画」を第二次健康わこう21計画における食生活分野の施策推進を担う実行計画として位置付け、第二次健康わこう21計画と一体的に策定します。

併せて、地域福祉計画や、長寿あんしんプラン、子ども子育て支援事業計画、障害者・障害福祉計画、自殺対策計画、国保事業計画、データヘルス計画、特定健診等実施計画等関連計画について、相互に連動した計画策定を行うことで、包括的に健康づくり施策を推進します。

## 第2節 計画の位置づけ及び他計画との関係

本計画は市政運営における基本方針である「第四次和光市総合振興計画」の部門計画として、行政が推進すべき保健・医療・福祉政策の方向性を「地域福祉計画」と合わせて提示するものであり、国や県の計画等を指針としながら、和光市健康づくり基本条例が掲げる理念に基づき、本市における健康づくりの総合的な計画としての目標、施策などを示したものです。

「健康わこう21計画」は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」であり、健康寿命を延伸するための生活習慣病予防をはじめ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことができるように、市の保健・医療分野における上位計画として基本理念、基本方針、目標値、具体的な取組を定めたものです。

また、健康づくり基本条例の実行計画として、今回、一体的に策定を進める計画として「第三次和光市食育推進計画」があります。これは、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく「市町村食育推進計画」であり、健全な食生活の実現やそのための食育推進の施策として、第二次健康わこう21計画の食生活分野の実行計画であります。

さらに平成30年度新たに策定する「和光市自殺対策計画」は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第4条の規定に基づく「市町村自殺対策計画」であり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のために、包括的な支援体制及び関連施策の連動、地域レベルでの実践的な取組を強化し、第二次健康わこう21計画のメンタルヘルスに関わる取組と連動させて策定します。

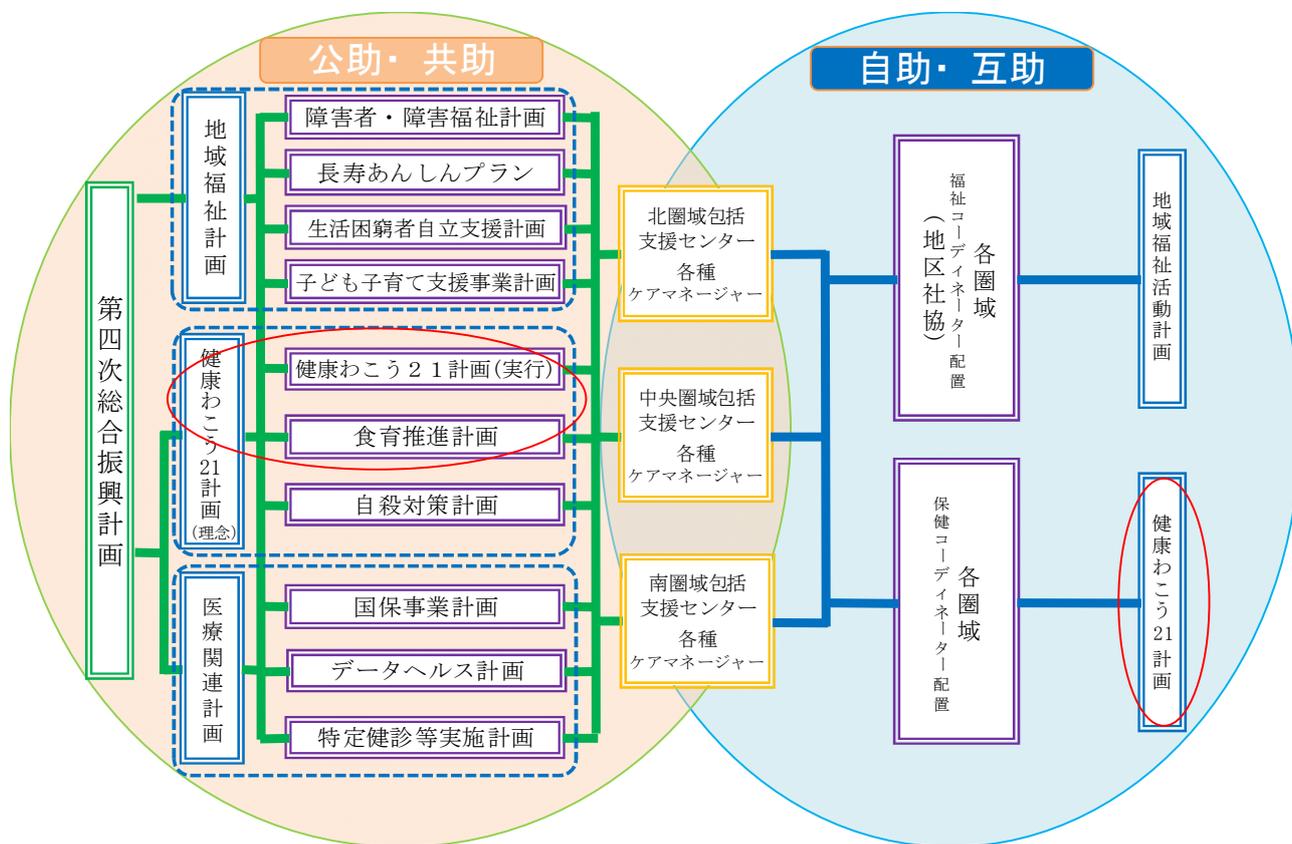
また、国民健康保険の分野においては、「第2期和光市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平

成 16 年厚生労働大臣告示第 307 号) 及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針 (平成 26 年厚生労働省告示第 141 号) の一部が改正され保険者は健康・医療情報を活用して保健事業の実施計画を策定し、保健事業の実施・評価・改善等を効果的・効率的に実施することとしています。特に、国民健康保険加入者の生活習慣病予防や重症化予防事業等については、第二次健康わこう 21 計画の重点施策となっており、実行計画として策定するものです。

さらに「第 3 期和光市特定健康診査等実施計画」は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、内臓脂肪症候群の予防、改善を目的として策定され、データヘルス計画の中に包含して策定するものです。

また、国保の現状を踏まえ、医療費推計及び財政推計を実施したうえで、今後の被保険者の保険税見込みまでを示した「国民健康保険事業計画」を策定してまいります。

図表 1 和光市地域包括ケアシステムの計画連携



### 第3節 計画の期間

健康わこう21計画は、平成20年度から平成29年度までの10年を第一次計画として策定しました。第二次計画は、平成30年度から平成39年度までの10年を計画期間とし、中間年度において見直しを行うとともに、関連制度の改正等があった場合については、その都度必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する和光市食育推進計画についても、計画期間を10年として策定します。

なお、第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画の中間見直しは、和光市国民健康保険事業計画が3年間の計画、データヘルス計画が6年間の計画であることから、その改訂時期に合わせ、策定から3年目の平成32年度に1回目の見直しを行い、6年目の平成35年度に2回目の見直しを行う予定です。

また、自殺対策計画については、国の定める自殺大綱の見直しを5年ごとに行うとされていることから、計画期間を5年とします。

図表2 保健・医療・福祉分野の計画期間

西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
平成	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年
保健・医療分野	健康わこう21計画 (計画期間:10年) 平成20~29年度			第二次健康わこう21計画 計画期間:10年										第三次	
	第二次和光市食育推進計画 (計画期間:2年)			第三次和光市食育推進計画 計画期間:10年										第四次	
	和光市国民健康保険 保健事業実施計画 (計画期間:2年)			和光市自殺対策計画 (第1期)(計画期間:5年)					第2期					第3期	
				第2期和光市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) (計画期間:6年)					第3期						
	第2期和光市特定健康診査等 実施計画(計画期間:5年) 平成25~29年度			第3期和光市特定健康診査等実施計画 (計画期間:6年)					第4期						
				【新規】第1期和光市国民 健康保険事業計画 (計画期間:3年)				第2期			第3期		第4期		
第三次和光市地域福祉計画 (計画期間:5年)				第四次和光市地域福祉計画 (計画期間:5年)				第五次							
保健・福祉分野	第6期和光市長寿あんしん プラン(計画期間:3年)			第7期和光市長寿あんしん プラン(計画期間:3年)			第8期			第9期			第10期		
	和光市生活困窮者自立支援計画 (計画期間:5年)			第2期					第3期						
				第四次和光市障害者計画 (計画期間:4年) 平成26~29年度			第五次和光市障害者計画 (計画期間:3年)			第六次			第七次		第八次
	第4期和光市障害福祉計画 (計画期間:3年)			第5期和光市障害福祉計画 (計画期間:3年)			第6期			第7期			第8期		
	第1期わこう子ども・子育て支援事業計画 (計画期間:5年)					第2期わこう子ども・子育て支援事業計画 (計画期間:5年)					第3期				

## 第4節 計画策定に向けた取組

計画の策定に当たっては、地域の絆と安心な暮らしに関する調査や医療の給付実績、健診等の受診状況をもってニーズ（課題）の把握を行い、第二次健康わこう21計画・和光市自殺対策計画策定委員会における協議を経て策定しました。

当委員会においては、当事者（地域住民の代表としての自治会所属者）や学識経験者、地域福祉関係者、医療関係者、公募による市民等により幅広く委員を構成し、地域全体で健康づくりを推進するための計画策定を目指しました。

また、計画策定後においては、和光市健康づくり基本条例第15条の規定に基づく、ヘルスソーシャルキャピタル審議会において計画の進捗状況等を把握していきます。

図表 3 計画策定に向けた取組

- 第二次健康わこう21計画・和光市自殺対策計画策定委員会  
本計画策定の中核的役割を果たす組織。  
当事者や学識経験者、関連事業者、公募市民等により構成されます。
  
- ヘルスソーシャルキャピタル審議会  
和光市健康づくり基本条例第15条の規定に基づき、計画策定後、  
計画の充実・見直し・機能の適正化を図る会議。  
学識経験者、関連団体代表者、公募市民等により構成されます。